

開 会	
議 長	<p>開会に先立ち、お知らせをいたします。執行部より議会全員協議会の開催の申し出がありますので、これを許可いたします。本議会終了後、引き続き全員協議会を開催したいと思いますので、ご了承いただきたいと思っております。</p> <p>それでは、ただいまから令和3年第2回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を開会します。</p> <p>なお、本日の出席委員は16名で、会議は成立いたします。</p> <p style="text-align: right;">( 13 : 57 )</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 「議席の指定」についてを行います。</p> <p>先般5月7日付で朝倉市議会選出組合議員の改選並びに6月30日付で久留米市議会選出組合議員の改選がありましたので、新たに組合議員となられました議員の議席を、組合会議則第4条の規定によって議長により指名したいと思います。</p> <p>これに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議席番号と議員の氏名を職員に朗読させます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>1番 半田雄三議員、2番 小島清人議員、3番 堀尾俊浩議員、4番 内田恵三議員、5番 鹿毛哲也議員、6番 熊本正博議員、7番 徳永秀俊議員、13番 南島成司議員、以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「副議長の選任」についてを行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治第108条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。</p> <p>これに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、改選の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。</p> <p>これに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、指名方法は議長が示すことに決定いたしました。</p> <p>副議長に、朝倉市議会選出の1番 半田雄三議員を指名いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま指名いたしました朝倉市議会選出1番 半田雄三議員を副議長の当選人として定めることに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、朝倉市議会選出の1番 半田雄三議員が副議長に当選されました。</p> <p>会議規則第31条第1項の規定によって、当選の告知をします。</p> <p>半田副議長、御挨拶を自席にてお願い申し上げます。</p>

副議長	御指名いただきました半田雄三でございます。 田中議長を補佐し、当組合議会の円滑なる運営を目指したいと思っております。どうぞ よろしく願いいたします。 (拍手)
日程第3	
議長	日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第68条の規定によって、 9番 伊藤 均議員、10番 横山善美議員を指名いたします。
日程第4	
議長	日程第4 「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は本日8月27日の1日間としたいと思っております。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日1日間と決定をいたしました。
日程第5	
議長	日程第5 「組合長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 組合長
組合長	お疲れさまでございます。 御挨拶申し上げます。 本日ここに、令和3年第2回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を招集し ましたところ、議員の皆様方には公私とも御多忙の中、全員御出席を賜りまして、 誠にありがとうございます。 さて、本定例会でお諮りします議案等は、議案1件、認定1件でございます。 議案第8号は、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるもので あります。 次に、認定第1号「令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出 決算の認定について」であります。 令和2年度決算は、歳入総額20億5,220万5,000円に対しまして、歳出 総額が19億8,006万9,000円となります。 歳入は対前年比1億9,002万3,000円の減で、特に5款繰越金で4,668 万8,000円の減額がございました。 歳出は、対前年比1億5,592万7,000円の減となります。2款総務費と3 款施設運営費で2億3,911万6,000円の減額となりましたが、施設改修工事 に係る起債借入れに伴いまして、4款公債費の支出が増嵩してまいっております。 以上、地方自治法の定めにより、令和2年度決算について、議会の認定に付すた め御提案差し上げますとともに、併せて提案理由の説明とさせていただきます。 つきましては、慎重に御審議をいただきまして、御承認賜りますようお願い申し 上げます。
議長	提案理由の説明が終わりました。
日程第6	
議長	日程第6 議案第1号「損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。 説明を求めます。 施設課長
施設課長	それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

	<p>議案第8号「損害賠償の額を定めることについて」</p> <p>令和2年12月7日、リサイクルプラザ棟での事故による久留米市北野町許可業者の資源化物収集車両の損傷に対する損害賠償の額を次のとおり定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。</p> <p>本日付提出、組合長名であります。</p> <p>それでは、御説明を加えさせていただきます。</p> <p>令和2年12月7日に発生しました件の事故の概要は、ただいまから申し上げるとおりでございます。</p> <p>事故の相手方は、有限会社キタエイ代表取締役、相園敏博でございます。</p> <p>事故の概要は、リサイクルプラザ棟のプラットフォームにて、久留米市北野町許可業者の有限会社キタエイの資源化物収集車両が、缶や瓶などの資源化物を搬入する際、グレーチングのある側溝上で車両を切り返したところ、グレーチングが3枚外れ、運転席側の車輪のサイドガードに損傷を与えたものでございます。</p> <p>損害賠償額は59万1,800円でございます。この59万1,800円につきましては、本日、議決をいただきましたら、全国町村会総合賠償保険により全額直接請求者のほうにお支払いすることで事務処理いたします。</p> <p>なお、参考のために、サイドガードの破損状況の写真及び再発防止の改善対策の写真を資料として配付しておりますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、当該議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第8号「損害賠償の額を定めることについて」を採決いたします。</p> <p>議案第8号は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 認定第1号「令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出の決算の認定について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>それでは、議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>認定第1号「令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。</p> <p>本日付提出、組合長名でございます。</p> <p>決算の内容については、後ほど御説明いたします。</p>

別添の意見書の1ページ、2ページをお願いいたします。

去る7月13日に実施しました決算審査を踏まえて作成されました意見書を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

7月20日には、藤野代表監査委員から、組合に決算審査講評をいただきました。この件に関しましては、後ほど代表監査委員から決算審査報告を行っていただきます。

以上で、当該議案の説明を終わります。

それでは、引き続き、令和2年度の決算について御説明を差し上げます。

まず、別冊の決算に係る主要施策の成果説明書に基づき御説明いたします。

それでは、別冊の資料をお手元をお願いいたします。

2ページを御覧ください。

まず、決算総括表の1の歳入歳出決算額です。

歳入総額が20億5,220万5,000円で、対前年比1億9,002万3,000円の減。歳出総額が19億8,006万9,000円で、対前年比1億5,592万7,000円の減となりました。

差引額は7,213万6,000円で、対前年比3,409万6,000円の減です。

次に、総括表の2の歳入です。

歳入の主な減額項目としましては、5款の繰越金が1億623万2,000円で、4,668万8,000円の減額。8款の地方債が4億90万円で、2億5,940万円の減となっています。8款の地方債は、年次改修工事の支出額が前年より低額でありましたので、起債借入額も定額となったものであります。

最後に、総括表の3の歳出です。

歳出の主な減額項目としましては、2款の総務費が9,539万9,000円で、1,483万1,000円の減。3款の施設運営費が16億7,370万3,000円で、2億2,428万5,000円の減となっています。

歳出の主な増額項目としましては、4款の公債費が2億1,039万5,000円で、8,324万4,000円の増となっています。公債費は、平成29年度以降の年次改修工事の起債償還が始まりまして、支出額が大きくなっております。

成果説明書の3ページをお願いいたします。

3ページ以降、主要施策の成果等の説明になってまいります。

金額表記は円単位であります。説明は1,000円単位で進めさせていただきます。御了承ください。

決算書を参照してもらおう箇所もありますので、併せて決算書もお手元に御用意ください。決算書では、5ページ、6ページからになります。

歳入から御説明いたします。

1款1項1目分担金及び負担金は、決算額14億5,484万2,000円で、対前年比1億910万1,000円の増です。

ページ右側の主要な施策の名称及び成果等の説明欄を御覧ください。

1に記載してありますとおり、市町村負担金は14億5,000万円で、市町村の負担金内訳は記載のとおりです。

2で記載してあります派遣職員人件費の484万2,000円は、組合から筑前町に派遣している職員の人件費であります。

次に、2款1項1目使用料及び手数料は、決算額5,132万9,000円で、479万5,000円の増です。成果等の説明欄の1の(1)と(2)に記載してありますとおり、家庭系及び事業系、個人の直接持込み分となりますが、搬入量が増加しております。コロナウイルスの流行で、全国的な傾向ですが、外出自粛に伴い大掃

除などがされたため、個人の直接持込みが増大しております。

3款財産収入は、決算額2,602万2,000円で、対前年比85万1,000円の減です。

成果等の説明欄1の表で、財産売却収入のうち資源化物売却収入だけで、対前年比515万2,000円の減額であります。

成果等の説明欄1の表で、下から2行目を御覧ください。

オークション売却収入は、対前年比58万円の増額であります。これまでのリサイクル品の抽せんによる無償譲渡から、令和元年度よりリサイクル品の有償譲渡、いわゆるオークション形式にいたしました。しかしながら、コロナウイルス感染拡大に伴う非常事態宣言発令等のため、オークションの中止が続いておりました。そのため、令和元年度のオークションは1回の開催、令和2年度は2回の開催となりました。オークション開催回数の増加による増収であります。ちなみにオークション1回の収入では、これまでの実績で約50万円ほどであります。

成果等の説明欄1の表で、一番下の行を御覧ください。

フォークリフト売却収入は、対前年比288万2,000円増の皆増であります。令和2年度より長期包括運営委託へ移行したことにより、不要となったフォークリフト6台の売却による収入です。

成果説明書の4ページをお願いします。

5款1項1目繰越金は、決算額1億623万2,000円です。前年度から4,668万7,000円の減です。

7款諸収入は、決算額1,287万9,000円で301万8,000円の増です。

雑入で売電収入、決算額1,121万1,000円がありますが、こちらのほうは対前年比で199万円の増となりました。令和2年度は長期包括運営委託へ移行したことにより、運転効率の向上に努められた結果、売電のほうでも収益として効果が確認できたものと評価しております。

雑入の欄、下から2行目、長期包括業務に係る諸経費ですが、長期包括運営委託に移行した関係で、JFEの所掌分に移行した支払い関係がございます。本来ならば、これらのJFE所掌分に移行した契約数については、解約、名義変更する必要があるのですが、地方自治法上の長期継続契約のため契約を途中で解約できなかったことがあり、当面の間、組合で支払い、JFEのほうから同額を組合に支払っていただいております。

内訳といたしましては、防犯カメラシステム警備委託料32万4,000円、ごみ受付用レジスターリース料37万3,000円、カラー複合機リース料、プラザ設置分ですが9万円でございます。

5ページをお願いいたします。

8款1項1目地方債は、さきの説明のとおり、決算額4億90万円で、対前年比2億5,940万円の減となりました。

6ページをお願いいたします。決算書は9ページから10ページをお願いします。ここからは歳出の御説明となります。

最初に、1款1項1目議会費でございます。

議会費は決算額57万3,000円でございます。

令和2年度は、定例会2回、臨時会1回を開催しております。

7ページをお願いします。

7ページから8ページの中段まで、2款総務費についての記載になります。

2款1項1目一般管理費は、決算額9,475万1,000円で、対前年比1,519万8,000円の減です。

	<p>主な事業の決算状況について説明を加えます。</p> <p>資料右側の成果等の説明欄の下のほう、4の本年度の単独実施事業の欄を御覧ください。決算書では11ページから12ページ以降の掲載事項になります。</p> <p>上から、ホームページのパッケージ更新業務として146万円。決算書では12ページ一番右の備考欄、中段下のほう、12節委託料の下から3番目となります。</p> <p>成果説明書に戻っていただき、一つ下の2番目、ネットワークシステム更新業務として316万9,000円。決算書では12ページ備考欄、中段下のほう、12節委託料の下から2番目です。</p> <p>成果説明書に戻っていただき、一つ下の3番目、土留壁新設外工事（豪雨雨水対策）として286万円。決算書では12ページ備考欄下段中頃、14節工事請負費です。</p> <p>以上、当初予算計上分を申し上げました。</p> <p>8ページをお願いいたします。決算書では13ページから14ページの掲載になります。</p> <p>2款1項2目施設改修基金費は、決算額56万8,000円でした。対前年比35万6,000円の増です。長期包括運営委託になりましたので、施設設備の点検整備費用が長期包括運営委託の委託料で賄われております。したがって、係る基金運用、基金積立は、事実上必要性がなくなっておりません。</p> <p>2款2項1目監査委員費は、決算額8万円でした。御説明は割愛させていただきます。</p> <p>以上で2款総務費の説明を終わります。</p> <p>成果説明書、引き続き8ページ下のほうから9ページまで、3款施設運営費の御説明になります。決算書では、引き続き13ページから14ページの中段からの掲載になります。</p> <p>令和2年度も、ごみ処理施設の老朽化対策として年次改修工事を実施し、平成29年度からの4年次計画で4年目の工事が無事終了しております。</p> <p>また、令和2年度から長期包括運営委託契約に移行しております。</p> <p>それでは、主な事項について、資料掲載順に説明してまいります。</p> <p>3款1項1目ごみ処理運営費は、決算額16億4,993万7,000円で、8,821万2,000円の減です。</p> <p>資料右側の成果等の説明欄2の本年度の単独実施事業を御覧ください。</p> <p>令和2年度には、長期包括運営事業モニタリング業務委託料225万5,000円の支出がございました。決算書では14ページ、一番右の備考欄の中段、12節委託料の上から2番目です。</p> <p>さきに触れました長期包括運営委託導入後のモニタリングに際して必要となりましたコンサルタント業務の委託料になります。長期包括運営委託業務が適正に行われているか、受託事業者から提出される各種資料の精査、確認、運転状況・維持管理状況の妥当性に関する技術的助言など、一般財団法人日本環境衛生センターに委託したところであります。</p> <p>次に、3の決算額の増減欄を御覧ください。</p> <p>決算額の増減が大きかったものを掲載しております。</p> <p>一番上の長期包括運営業務委託は、決算額11億1,887万8,000円で、皆増です。決算書では14ページ備考欄中段、12節委託料の一番上です。令和2年度から長期包括運営委託を開始しております。令和2年度から令和9年度までの8年契約となります。</p> <p>成果説明書右側の成果等の説明欄1の長期包括運営業務委託契約年度別内訳を御</p>
--	--

ご覧ください。

令和2年度から令和9年度末までの8年間で89億1,000万円の契約となります。年度ごとの金額は、令和4年度末での久留米市の脱退によるものや、点検整備費の計画的執行に伴い、最終年度に向けて減少傾向にあることを御確認ください。

3の決算額の増減に戻っていただき、上から2番目の可燃ごみ外部運搬処理委託料は、決算額2,214万6,000円で、対前年比851万9,000円の減です。決算書では、14ページ備考欄中段、12節委託料の上から5番目です。ごみ処理委託料では、宮ノ陣クリーンセンターへの搬入量の減少により、851万9,000円の減となりました。

上から3番目の飛灰運搬処理委託料は、決算額5,100万6,000円で、対前年比396万8,000円の増です。先ほどコロナウイルスの流行で外出の自粛に伴い大掃除などがされたため、全国的に家庭ごみの持込み、主に粗大ごみの搬入が増大したことを申し上げました。時期的に剪定枝、草、竹など、植物性のごみが増加したことにより灰分が多くなったため、飛灰の発生量が増加しております。

上から4番目の2号系機器・窒素発生装置等設備機器更新工事は、さきに触れました年次改修工事の令和2年度事業分でございます。4年次計画における4年目の工事計画を無事完了しております。決算額は4億4,550万円で、対前年比では2億8,820万円の減でありました。決算書では14ページ備考欄下段の14節工事請負費です。

機器設備等の更新修繕箇所、係る経費見積金額の妥当性等については、第三者機関、一般財団法人日本環境衛生センターによる精査を入れ、必要性を確認しております。また、入札を実施して適正価格による契約締結を担保しております。

9ページをお願いいたします。決算書では、引き続き13ページから14ページの下段からの掲載になります。

3款1項2目リサイクルプラザ運営費は、決算額1,736万円で1億2,681万8,000円の減です。長期包括運営委託になりましたので、リサイクルプラザの運営に関わる費用、大きな費用で申し上げますと、運転管理業務委託料、施設設備の点検整備費用、原材料費などがそれに当たりますが、この費用は、先ほど説明いたしました3款1項1目ごみ処理運営費の12節長期包括運営委託の委託料で一括して令和2年度から賄われるようになっております。このための減であります。

資料右側の成果等の説明欄1の決算額の増減要因の欄を御覧いただきたいと思っております。

主なものだけ御説明申し上げます。

下から2番目、布団運搬処理委託料は、決算額926万円で、対前年比124万2,000円の増でした。決算書では16ページ備考欄上段、12節委託料の上から3番目です。布団の搬入量が増加しています。約10トンの増加でありました。搬入量の増に伴う支出増でございます。

一番下、水井戸揚水調査業務委託料は、決算額67万1,000円で、対前年比皆増でした。緊急性があり、予算の流用で対応させていただいております。決算書では16ページ、備考欄上段、12節委託料の上から5番目です。災害発生時のごみ処理施設の継続運転のため、用水からの水が途絶えた場合の対策として、井戸水で対応できないか調査したところですが、必要な揚水量の確保ができない結果となりました。

決算書、引き続き15ページから16ページをお願いいたします。成果説明書のほうも、引き続き9ページをお願いいたします。

次に、3款1項3目リサイクル工房運営費は、決算額640万8,000円で、6

1万7,000円の増です。令和元年度からリサイクル品の有償譲渡化、いわゆるオークションに着手しております。第70回、第71回展示会では、オークションによりリサイクル品の売払いを行いました。年度内で2回しか実施できませんでしたが、103万5,000円の売払い収益がございました。なお、6月、9月、2月に開催予定であったオークションは、コロナの影響で中止しております。また、これまで年4回開催としていましたが、令和2年度10月から偶数月の開催に変更しております。年6回の開催としております。

3款1項4目コンテナ等洗浄・保管施設運営費は、令和2年度より廃目としております。コンテナ等洗浄・保管施設の業務を、全て長期包括運営委託の委託料で一括して令和2年度から賄われるようになったためです。

10ページをお願いします。

次に、款が変わりまして4款1項公債費でございますが、公債費は、10ページ上段、1目元金が決算額2億768万6,000円で、対前年比8,223万3,000円の増、中段2目利子が、決算額271万円で、対前年比101万2,000円の増となりまして、年次改修工事分の起債償還が始まって支出増になっております。

最後に、5款1項1目予備費でございます。2件、合計51万7,000円の予備費充用がございました。

1件目は、2款2項1目8節監査委員費の充用であります。

2件目は、4款1項1目22節地方債元金償還への充用であります。

監査委員費につきましては、令和2年度から例月出納検査を毎月実施したことにより、代表監査委員の費用弁償が増嵩したことによるものです。

地方債元金償還につきましては、当初予算では試算でしか元金償還額を計上できませんでしたが、実際に起債を行ったところ、元金償還額が確定したことによる差額となります。

以上で、決算に係る主要施策の成果説明書に基づく説明を終わります。

最後に、決算書記載の事項について追加説明をいたします。

決算書の17ページをお願いします。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

3項歳入歳出差引額は7,213万6,000円となりまして、5項実質収支額も同額で7,213万6,000円となります。つきましては、7,213万6,000円を翌年度へ繰り越すこととなります。

なお、令和3年度予算では繰越金として4,000万円を計上しておりますので、2月の議会定例会で補正予算についてお諮りすることを予定いたします。

次に、18ページをお願いします。18ページから20ページまで、財産に関する調書を付しております。

1の土地及び建物から2の備品、3の機械・装置まで、年度中の増減は2件ございます。

1件目は19ページ下段、Cのリサイクルプラザのフォークリフトです。前年度末現在高5台に対しまして、決算年度中増減高は5台の減となっております。決算年度末現在高はゼロ台となっております。令和2年度より長期包括運営委託へ移行したことにより不要となったフォークリフト5台を売り払ったものです。

2件目は、同じく19ページ最下段、Eのコンテナ洗浄棟のフォークリフトです。前年度末現在高1台に対しまして、決算年度中増減高が1台の減で、決算年度末現在高はゼロ台となっております。令和2年度より長期包括運営委託へ移行したことにより不要となったフォークリフト1台を売り払ったものです。

20ページを御覧ください。



	<p>4の基金については、前年度末残高5億9,456万3,060円に対しまして、決算年度中増減高56万7,845円の増で、決算年度末現在高は5億9,513万905円となっています。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、ここで監査報告をお願いします。</p> <p>藤野代表監査委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(藤野代表監査委員 入室)</p>
代表監査委員	<p>監査委員を代表いたしまして、決算審査報告をいたします。</p> <p>去る7月13日、安丸監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定に基づく令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算について及び同法第241条第1項に基づく甘木・朝倉・三井環境施設組合基金運用状況について、慎重に審査いたしました結果、適切な執行がなされており、帳簿及び調書類は的確に整備され、正確、順当であると認めましたので、別紙審査意見書及び基金運用状況審査意見書を添えて御報告いたします。</p> <p>以上、監査報告を終わります。</p>
議長	<p>監査報告が終わりましたので、藤野代表監査委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(藤野代表監査委員 退室)</p>
議長	<p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>次に、これから、認定第1号「令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。</p> <p>認定第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>認定することに決定いたしました。</p>
閉会	
議長	<p>以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、令和3年第2回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を閉会します。</p> <p style="text-align: right;">( 14 : 50 )</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議長</p>

	議 員
	議 員